

会計からみたガバナンスの論点整理*

Discussion of Governance from Viewpoints of Accounting System*

上田孝行**

By Taka UEDA**

1. はじめに

ガバナンスという言葉は各所で使用されるようになってきているが、多くの場合は他のはやり言葉と同様に明確な定義を伴わないで曖昧なまま用いられているように筆者には見える。対応する日本語としては統治という言葉が充てられる場合が多いが、そのような言い換えを行っている場合でも明確な定義はなかなか見当たらない。

ガバナンスという言葉よりもさらに頻繁にどこかしこで用いられているのは、マネジメントという言葉である。他の言葉との親和性が非常に高い言葉であるらしく、〇〇マネジメント、△△マネジメント、□□マネジメントなどのように他の言葉と組み合わせると新しい分野や手法であるかのような香りを醸し出せるという意味で便利なことこの上ない。似たような現象として、〇〇力、△△力、□□力というような表現もどこかしこで見られるように、他の言葉と親和性が高い言葉を用いると何となく理解できた気になる。しかし、そのような言葉で語られる内容はほとんど空疎であり、学術的な議論に耐えられるとは思われない。

ガバナンスという言葉もそのような言葉の一つに過ぎないのであろうか。

ガバナンスという言葉が土木計画学の研究者にとって魅力的であるとすれば、それは以下の様な可能性があるのであろう。第一は、土木計画学の専門家集団においてその定義について共通理解を形成することの可能性である。第二は、土木計画学および関連学術分野のこれまでの学術的成果にガバナンスの視点が加わることで学術と実務の双方に貢献できる具体的な新たな成果が生み出されるという可能性

*キーワード：ガバナンス、会計、依頼人・代理人

**正員、工博、東京大学社会基盤学専攻

(〒113-8656 東京都文京区本郷7-3-1)

である。この二つの可能性は、相互に独立したものでなく、それらを追及していく過程では両輪のごとく展開されるものであろう。詳しく述べれば、我々は第一の可能性からガバナンスについて暫定的な定義を示さなければならない。次に、それに基づいた上で第二の可能性から具体的/個別的な政策/計画的課題への成果を追求していく。その追及の中ではガバナンスの暫定的な定義が引き起こす不都合を見出していき、暫定的な定義の見直しと修正を必然的に行うことになる。このような営みがどのくらいの時間を経て収束していくのかは筆者には予想できない。しかし、これらの二つの可能性とそれらの連環的な関係を意識しないままにガバナンスという言葉だけが安易に多用されるような状況を招いてしまえば、ガバナンスという視点からの議論が土木計画学の学術的な資産として蓄積されていくことを期待できないと思われる。

本稿は、まずば、上記の第一の可能性について、会計における最近の議論からガバナンスについて暫定的な定義を作成するためのヒントを拾い、それを提示する。次に、第二の可能性を念頭に、社会基盤整備事業のガバナンスを考える上での重要な論点を特に分析手法との関係から列挙していく。

本稿での提示した論点がセッションでの議論の一助となれば幸いである。

2. 会計と二つのレベルの意思決定

(1) 会計の社会的意義

会計学の理論として蓄積されたこれまでの成果は膨大であり、そのため、伝統的な会計学の考え方についての筆者の理解はきわめて限定的なものである。その範囲で見ていることを前提にしても、会計のあり方にもいくつかの変化が見られる。

第一は、会計の社会的な制度としての意義を強調

し、市場のおよび非市場のものの両方にわたる様々な経済活動の基礎としての会計の役割が議論されるようになってきている。山本(2006)あるいは三代澤・斎藤(2000)はそのような会計の役割を強調しており、特に経済学の主流派理論が市場での経済活動を支える諸制度に注目して制度設計(例えば、鈴木・長岡・花崎編(2006)など)へと関心を向けるようになったのに呼応して、その一つとしての会計の役割が議論されるようになったと見られる。

第二には、会計情報の処理・加工・利用方法について、従来の伝統的な手法に加えて、統計学的手法や工学的手法との融合や連動が進められていることである。金融工学において、クレジットリスク等の分で企業の会計情報からデータセットを作成して利用していくなどは典型的な例である。また、アンソニー(1997)のように監査において虚偽を発見する際にベイズ統計を積極的に利用するなどのアプローチも見られ、それも統計学的手法との連動であろう。インフラ会計においてインフラの物理的な状態に関する情報を会計の貨幣的情報と連動させるという方向(例えば、土木学会編(2005)など)は工学的手法との融合を志向したものである。

このように会計のあり方が変化していく動向は、言い換えれば、会計が経済社会の中でより多くの主体にとって意思決定上の重要な情報を提供するようになってきている、あるいはそうなることを要求されているということを表していると考えられる。経済社会においては様々な主体が意思決定を行っており、それらが相互に関連している。その際に、異なる主体の間でお互いに情報が完全に共有されているとは限らず、情報の非対称性は各所で必然的に生じる。異なる主体が非対称な情報の構造のもとでそれぞれ意思決定を行うということが社会的制度として会計を必要とさせる本来的な理由であり、上に述べたような会計のあり方の変化は、この必要性が拡大しており、それに応えて生じていると考えられる。

(2) 二つのレベルの意思決定

会計が必要とされる理由が異なる主体が非対称な情報のもとで意思決定を行うことにあるとして、異なる主体を2種類に区分して考えてみる。一つは、資源を所有する主体であり、もう一つは活動を実行

する主体である。前者は所有している資源を後者の活動の実行者に委ねるという関係にあるとする。無論、実際には所有者が自ら活動を実行する場合も多くあるが、活動の規模が大きくなるにつれてあるいは活動に専門的な知識や技能が必要になるにつれて所有者と実行者は異ならざるを得ない。この関係を明示的にモデル化したものが、いわゆる依頼人-代理人関係の契約モデル(Principal-Agent Model)である。

この構造のもとでは、資源の所有者は”ある一定の期間の間に、活動の実行者にどれだけの資源を委ねるか、その資源を用いた活動をどのようなルールに従わせるのか”ということ決定する。一方、活動の実施者は”委ねられた資源を用いて、与えられたルールのもとで、定められた期間の間での各時点でどのような行動(Action)を実施するか”を決定する。桜内(2004)の整理に従えば、前者の意思決定がガバナンスレベルの意思決定、後者の意思決定をマネジメントレベルの意思決定と呼ぶことができる。小林・上田(2003)はマネジメントを”不確実な将来において、生じ得る状況毎に実行する行動をルールとして事前に決定して、状況を的確に把握しながらそれを遵守していくこと”としている。そこで言うルールは、活動の実行者が従うルールであるとすれば、本来は資源の所有者から提示されるものであると言える。

(3) 会計の役割の位置づけ

二つのレベルの意思決定が存在する構造の下では、活動の実行者は当然ながらいわゆる現場の情報に接しており、一般的には資源の所有者よりも現場での行動に関しては専門的な知識や技能を有している。この情報の非対称のために、活動の実行者には常に背任の可能性が生じる。そこで、活動の実行者には提示されたルールに忠実に従うという忠実義務と現場で生じる様々な状況を常に的確に把握するという注意義務が課されることになる。このような義務を果たしていることを活動の実行者は資源の所有者への報告によって示さなければならない。その報告を貨幣タームの情報で行うのが、会計の第一の役割であり、決算報告としての会計の意義はここにある。

二つのレベルの意思決定において、会計としてま

とめられる情報は動的意思決の中でシステムの状態変数としての役割を果たす。上田(2004)はバランスシート中のストック変数を状態変数とした動的最適化問題によりプロジェクトマネジメントを捉えた枠組みを示している。従って、会計の第二の役割は意思決定のために活動がおかれている状態を表示するということである。

(4) ガバナンスのまとめ

以上の考え方をまとめると、図1のように表すことが出来る。無論、図は議論の本質を端的に示すために大胆に簡略したものであり、実際の様々な制度や組織構についてはより複雑な図を用意しなければならない。

ガバナンスは資源の所有者が”ある一定の期間の間に、活動の実施者にどれだけの資源を委ねるか、その資源を用いた活動をどのようなルールに従わせるのか”ということ決定することであると定義できる。従って、まずはガバナンスという視点で様々な問題を議論するには図1のような構造を出発点とすることを提案したい。

(5) 若干の留意点

図1においては、監査の役割を位置づけていない。監査の専門家である公認会計士を位置公認会計士が存在するという事は、図1のような中で会計を機能させようとしても、個別の会計情報が適正であることをこの構造だけでは保障できないということを意味している。そのため、活動の実行者からの報告が適正であることを社会的な制度によって担保しなければならず、そのための専門的職業として公認会計士が存在していると言える。

監査を行う者も監査という活動の実行者であるすれば、そこにも忠実義務と注意義務が課されることは言うまでもない。しかし、そこにも背任の可能性があるとすれば、監査という活動自体を監査する必要性が生じ、多層的な構造が必要になってくる。そこで公認会計士の専門家集団が相互にチェックをするための制度や集団規律が必要になる。このことまで含めた制度設計をどのように行うべきかについて、筆者は十分な展望を持っていない。この問題は、耐震設計の検査保証をどのような制度によって機能さ

せるかという問題と同じ構造を持っていると言える。是非とも早急に着手すべき研究課題の一つである。

3. ガバナンス問題の分析手法

(1) 分析の要件

ガバナンスの問題を分析するための方法論を展望するに当たり、インフラプロジェクトの場合には次の4点を表現できる理論的なフレームが必要であると考えられる。

(a)多主体

インフラプロジェクトの場合には、実際には図1で示したよりも多数の主体が関与する。例えば、資源の所有者としては単に市場取引可能な資源だけでなく、景観のような地域の自然環境の所有者としての住民といった主体まで登場する。また、桜内(2004)の見解に従えば、公会計においては資源の所有者として未だ誕生していない将来世代も考えなければならない場合もある。ガバナンス問題において資源の所有者として多主体を考慮することは、根本的な問題として法律学における所有権とその正当性の議論を避けて通ることが出来ない。

(b)階層

インフラプロジェクトでは大規模で様々な技術を集結するケースが多い。そのため、図1のような構造が入れ子になった階層的な組織で進める場合がある。従って、多層的な大規模システムの設計問題を取り扱える理論と整合的でなければ、分析結果を実際のプロジェクトへの貢献へと結びつけること難しい。

(c)時間軸

インフラプロジェクトは構想から終了までに長期を要するケースが多い。時間軸上での動的意思決定としての分析フレームが必要なことは言うまでもない。

(d)不確実性

リスクの重要性は言うまでもないが、外的なリスクだけでなく、ガバナンス構造に関わる各主体の意思決定がリスクの構造を変化させる内生的なリスクについて明示することが不可欠であると考えられる。

(2) 手がかりとなる既存分野

ガバナンスという視点で統一的に理論を組み立てた分野は未だ未確立であると言える。しかし、上記

のような要件を個別に満たしていると思われる既存の研究分野は多数見られる。最も有望なのは法と経済学の分野での研究成果である。本稿では最近のその分野での成果を概観する余裕はないが、会社法の改正等の動きに連動して、この分野が理論的な基礎を提供してきたことは事実である。ただし、法と経済学の分野が経済学の効率性規範を中心としており、インフラプロジェクトのように多数/多種の主体が関与するガバナンス問題を議論するには、公平性の議論、特に将来世代との公平性が重要であることには注意が必要である。

既に述べたように、会計学では未だ多数派にはなっていないものの、主流派経済学の理論との融合が始まっている。残念ながら、筆者が見る限りは伝統的な会計学においては経済学のような数理モデル化は進んでおらず、会計は慣習の蓄積という性質を有しているため主流派経済理論のような一貫性が保持されているとは言えない。従って、経済学と会計学の融合はきわめて困難であるように思われるが、法学と経済学が“法と経済学”という分野として融合により確立されて発展しており、その背後には実際の制度/契約の設計という実戦的な社会的要請があったことを考えれば、必要性和可能性は大いにあると

見るべきかも知れない。

参考文献

- 1) 山本昌弘(2006):会計制度の経済学, 日本評論社, 2006
- 2) 三代澤経人, 斎藤正章 (2000):社会の中の会計, 放送大学教育振興会, 2000
- 3) 鈴木興太郎, 長岡貞男, 花崎正晴(2006):経済制度の生成と設計, 東京大学出版会, 2006
- 4) アンソニー・スティール(1997):ベイズ監査入門(吉田忠・矢部浩祥監訳), ナカニシヤ出版, 1997
- 5) 土木学会編(1986):海外交通プロジェクトの評価, 鹿島出版会, 1986
- 6) 小林潔司, 上田孝行(2003):インフラストラクチャ・マネジメント研究の課題と展望, 土木学会論文集No.744IV-61, pp15, 2003
- 7) 桜内文城(2004):公会計-国家の意思決定とガバナンス-, NTT出版
- 8) 上田孝行(2004):動的意意思決定論から見たプロジェクト会計, 第30回土木計画学研究発表会講演集CD-R,土木学会, 2004

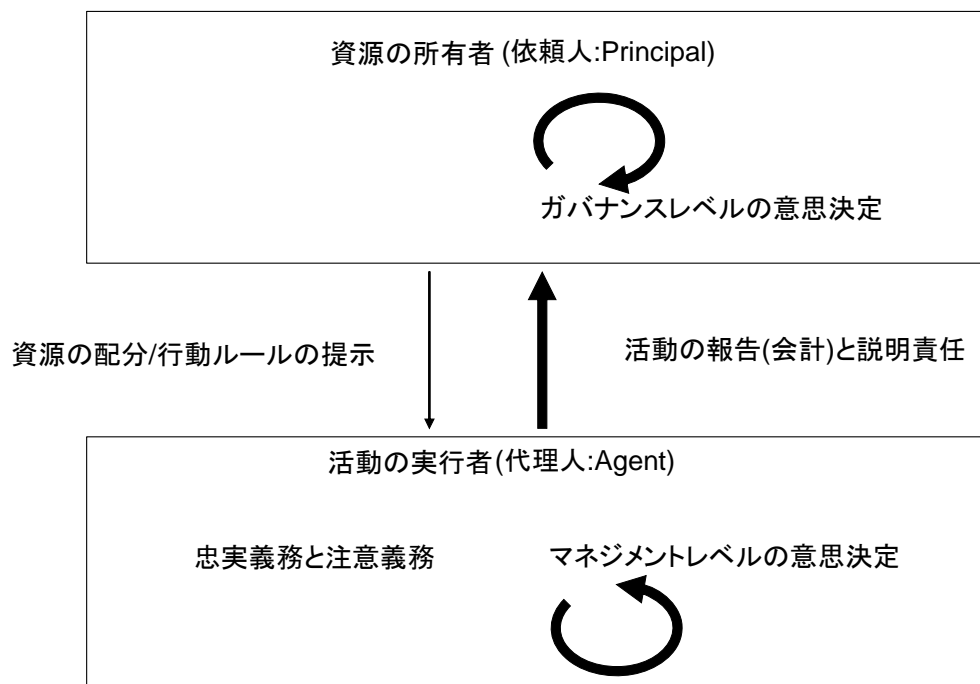


図1 二つのレベルの意思決定とガバナンスの位置づけ